

経済産業省政策評価懇談会（第28回） 議事録

日時：平成29年9月8日（金）

場所：経済産業省別館1階 114各省庁共用会議室

○三浦課長　皆さん、おそろいですので、配付資料の確認などをさせていただければと思いますが、ペーパーレス化ということで、お手元に i P a dがあるかと思いますが、御覧いただいて、恐らく多くの方は資料のリストみたいなものがあると思うので、それをタップしていただくと資料が出る形になっています。

そこに並んでいますとおりで、議事次第があり、資料1が委員名簿、資料2が本文と題するファイルですけれども、中身は実施評価（案）になっています。それから資料3が整理表、資料4が、ファイルの名前は説明資料となっていますが、実際の文書の名前は、目標に対する実績というパワーポイントになっていると思います。あと、資料5は、もう1つの議題であります行政事業レビューについての資料、それから参考資料が3点、実施要領、訓令、改革基本法、最後が座席表という並びで、お手元 i P a dに並んでいるかと思いますが、よろしいでしょうか。

もし、途中で見づらいこととかあれば、事務局のほうにお知らせいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

今日は議題2つということでお集まりをいただいております。ありがとうございました。

それでは、ここからの進行でございますけれども、座長の山谷先生にお願いしてもよろしいでしょうか。

○山谷座長　では、ただいまより第28回経済産業省政策評価懇談会を開催いたします。

本日の懇談会で使用します資料及び議事録の扱いにつきましては、座長に御一任いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

では、議事に入りたいと思います。議題の1でございます。平成28年度に特許庁が達成すべき目標に対する実績評価（案）についてでございます。まずは、特許庁総務部総務課の戸高課長より御説明をお願いいたします。

○説明者（戸高課長）　特許庁総務課の総務課長をしております戸高と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、資料の中で、資料4というのをおあげいただけますでしょうか。表題が「平成28年度に特許庁が達成すべき目標に対する実績」というパワーポイントの資料でございます。

1枚めくっていただきまして、1ページ目でございます。特許庁が所管する4つの産業財産権ということでありまして、特許権、実用新案権、意匠権、商標権という4法を所管しております。これらの権利化に関する審査、審判など、さまざまな業務を行っているということでございます。

スマートフォンの例を挙げますけれども、例えば5GとかLTEといった通信システム関係の発明というのが特許で、形状に関しては例えば実用新案もありますし、美しい曲面のようなデザインというものを意匠権で保護し、マークについては商標権で保護するという事です。それぞれ年間、特許出願が32万件、実用新案登録出願が6千件、意匠登録出願が3万件、商標登録出願が16万件となっております、これらの出願について実際の審査、審判を実施しております。

2ページでございます。組織でありますけれども、経済産業省の外局ということで、特許庁長官の下、こういった体制になっております。総定員が2,788人となっております、特許、実用新案を審査する特実審査官、商標を審査する商標審査官、意匠を審査する意匠審査官、それぞれの法律に基づく審判を行う審判官、それから一般職員という構成になっております。審査を行う審査部は一部から四部までありまして、例えば、物理、光学などの発明・考案の審査と意匠の審査が一部、機械が二部、化学が三部、情報、通信が四部となっております。最近のIoTということになりますと、例えば、二部と四部の審査官がチームとなって一緒にやるといった体制になっております。そしてまた、審査業務部に商標があるという体制になっております。

次の3ページ、「特許審査・審判の流れ」を御覧ください。これは特許の例で、商標権、意匠権についても基本的にはほぼ同じフローでございますけれども、出願が約32万件ございまして、出願の中で実際に権利化をするという場合に審査請求を3年以内に行っていただいて、それを基に発明についての新規性、進歩性を審査するというプロセスになります。

審査の結果、そのまま特許になるもの、そしてまた、特許性がないと判断されて拒絶理由を通知されるものがあります。拒絶理由が通知された場合に、出願人から補正書が提出されるなどのやりとりが行われ、再審査の結果、特許になるものもありますし、拒絶になるものもあるということでございます。

特許査定されたものは登録をされますけれども、拒絶されたものについて、拒絶査定不服審判といったものが年間約2.2万件ございます。また、特許登録されたものに対して、その特許が無効であるという形で請求をする特許無効審判という手続もございます。これらの手続について審判で再審理をいたしまして、審決をするというところまでが特許庁の手続でございます。

御案内のとおり、この審決の後、裁判という形で、知財高裁、最高裁にいくものもございまして、特許侵害訴訟という形で、まず特許になった後、裁判で争われるというフローもあ

るということでございます。

それぞれの手続の下の方に赤い丸で囲ってございますけれども、例えば出願から審査請求の間の方式審査期間や、審査請求から出願人に最初に一次審査通知、ファーストアクションと呼んでおりますけれども、これを行うまでの期間、そして審査請求から権利化までの期間、また審判請求から審決までの期間、それぞれについて目標を定めているということでございます。

次のページ、まず特許であります。特許の審査期間についての目標というものは2つございます。真ん中の図にございますけれども、一次審査通知、先ほどの審査請求から拒絶理由が通知されるか、特許査定されるか、両方ございますが、ファーストアクションまでの期間が、28年度の目標は11カ月ということになっておりますけれども、実績としては9.4カ月という結果になっております。また、権利化までの期間につきましては、28年度の目標が16カ月でございましたけれども、実績としては14.6カ月という結果になっております。

一次審査通知までの期間につきましては、24年度時点で、目標が18カ月、実績が16カ月とございますが、その10年前の平成15年頃は2年以上審査待ち期間があるという厳しい状況もございましたけれども、平成25年度までに一次審査通知までの期間を11カ月以内とするという目標を立てさせていただきました。その間、任期付審査官の採用ですとか、先行技術に関するデータベースの整備や調査の外注ということを進めまして、この目標については達成をしているということでございます。パワポの上の方にございますけれども、新たに、平成35年までに一次審査通知までの期間を10カ月以内にとすることと、権利化までの期間を14カ月以内にとすることということが定められておまして、こういった目標を踏まえながら、しっかりと世界最速の審査をやっていきたいということでございます。

下のほうに参考で主要各国、アメリカ、欧州、中国、韓国という、日本を合わせて五庁と呼んでおりますけれども、このそれぞれの特許庁における一次審査通知までの期間は、日本が今9.4カ月でありますけれども、これは欧州とほぼ同等、米国、中国、各国と比べ早くなっているというのが現状でございます。

次に、意匠でございます。意匠につきましては、一定期間の出願をまとめて審査するバッチ審査というのをやっております。意匠の場合には、同じようなデザインのをまとめて比較するということにより権利性が分かってきますので、バッチ審査で効率的に審査するなどして、迅速かつ的確な審査処理が行えるよう努めております。一次審査通知までの期間は、28年度目標が6.3カ月に対して実績が6.1カ月、権利化までの期間は、7.5カ月の目標につい

て7.0カ月という実績になっております。

続きまして、商標です。商標につきましては、参考2を見ていただきたいと思いますけれども、近年、商標出願件数が大変増えております。そういった中で、先行商標調査について民間委託を進めるなど、迅速な処理を行うということで努力をしております、28年度、一次審査通知までの期間は4.9カ月に対して、4.92カ月という実績になりました。また、権利化までの期間は、7.2カ月に対して6.8カ月という実績になっております。

今申し上げました、特許、商標、意匠の審査につきまして、次のページを御覧いただきますと、今の審査官の人数ということで申し上げますと、特許にしても、意匠にしても、商標にしても、米国、欧州と比べて非常に少ない人数で審査をしております。例えば特許の1,700人というのは、任期付審査官を今500人採用しておりますけれども、これを含めた数字でありまして、こういった任期付審査官も活用することを含めて、処理件数を上げることによって対応しているところでございます。審査の迅速化と併せて、審査の質の確保が大変重要な課題になってまいりますので、この質の確保といったことも、しっかりと取り組んでいく必要があると思っております。

次のページが、その他目標に対する実績評価でございます。審判について書いてございますけれども、拒絶査定不服審判は、フローで申し上げますと先ほどの3ページのところがございますけれども、拒絶査定をされた後、拒絶査定に対する不服がある場合に審判をするというものでございます。特許拒絶査定不服審判に対する審理期間は12.6カ月未満ということでありますけれども、実績としては12カ月ということでありまして。また、意匠、商標の拒絶査定不服審判については、今御覧いただけますように、それぞれ目標6カ月に対して5カ月、6.5カ月に対して5.8カ月ということになっております。

審判に関しては、審決事例の分析ですとか、英訳の公表といった取組をしております。また、この分析については、例えば審決されたものが裁判でひっくり返った事例や、裁判でそのまま支持された事例もありますけれども、こういった事例でどういう判断をしたのかということに関しては、例えば裁判官の方にも入っていただいて、審判官も含めて研究会を開いて、そこで分析をするといった取組もしながら、事例の分析を図っております、それぞれの分析や公表については20件以上という目標を達成しておりますし、英訳文についても180件の英語翻訳文を公表したところでございます。

次に、方式、システム、公報とあります。先ほどの出願のフローで申し上げますと、出願の後、それぞれの様式、つまり、氏名ですとかそれぞれの要件が整っているかということにつ

いて審査しますが、こうした方式審査期間を定めております。これについては、意匠、商標は即日、特許は4日以内となっております、それぞれ達成をしております。ちなみに、特許の方式審査については、システムの改造を行った結果、平成29年1月から即日処理ということになっております。これは29年目標でも即日処理とさせていただいておりますけれども、既に即日処理になっております。

また、移転登録期間、特許権のいわゆる移転登録については、全件10日以内となっておりますけれども、実績としても10日以内を達成しておりますし、特許庁の電子出願システムはほぼペーパーレス化されておりますけれども、24時間365日の稼働を達成いたしました。

さらに、特許公報の発行でございますけれども、権利化された特許については速やかに公報を発行することになっておりますが、目標は原則3週間以内ということでありまして、これは平成28年11月にシステムの改造を行いまして、それまで5週間ほどかかっておりましたけれども、現状では3週間以内の発行がしっかりできているということでございます。

これまでが審査、審判、それぞれの事務処理のところでございますけれども、特許庁で行っております例えば中小企業支援ですとか、国際協力といった枠組みに基づく取組も大変重要性を増しております、その2つについて御説明をいたします。

中小企業の発明の保護については、中小企業の特許出願に占める割合がまだまだ少ないということがございまして、その目標達成に向けてさまざまな支援策を行っております。実績のところでございますが、昨年9月に地域知財活性化行動計画というのを作りまして、各県でそれぞれ知財総合支援窓口というのを設けておるのですけれども、この知財総合支援窓口と、中小企業庁の持っているよろず支援拠点とが連携をしながら、それぞれの支援機関、弁理士会とか弁護士会といった機関とも連携をしながら、知財の保護、利用の促進を図っていくということで、きめ細かい支援を行っております。これについては予算も使いながら支援策を行っております。

次に、国際政策と国際協力でありますけれども、日本企業が海外でも産業財産権をしっかりと取得して活用できる環境の整備ということでもあります。当然、日本企業が海外で特許を出願する件数が増えておりますので、これについては主要五庁と言われる日本、米国、欧州、中国、韓国といった間で、審査制度とか運用についてのルールをしっかりと合わせていくという取組をしております。WIPO（世界知的所有権機関）という国際機関での取組はありますけれども、そこではなかなかまとまらないものもありますから、主要五庁でしっかりと運用のルールをリードしていくということと、インドですとかブラジルといった新興国にお

ける知財保護水準の向上というのも大変大事でございます。例えばインドでは、審査待ち期間が4年近くになっているという状況の中で、これを何とかしなければいけないというのは現地の進出日本企業にとっても大事な問題でありますので、どのように審査を早くしていくのかという課題に向けて取り組んでいるところでございます。また、新興国で新しい審査官を雇ったけれども、研修に関する十分なノウハウがないということで、例えば日本の審査官を派遣して研修を実施するといった取組も行っておりまして、そういう国際協力も含めた取組を28年度については行ったところでございます。

以上でございますけれども、それをまとめたものが資料3ですので、御覧いただければと思います。A4縦長の整理表で、特許から中小企業支援までございます。指標があつて、28年度目標、実績とありますけれども、達成状況のところを見ていただきますと、それぞれ目標に対して達成をしておるということでございます。1つ、商標については、一次審査通知までの期間が4.9カ月ということでございましたけれども、実績として4.92カ月ということでありますので、これについては概ね達成ということで書かせていただいております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○山谷座長　それでは、今の御説明について質問、その他ございますでしょうか。

では、私のほうから2点あります。任期付審査官という方はどういう人になるのかというのを教えていただきたい。これが1点目です。

それから、中小企業の特許の出願ですね。地方で地域知財活性化行動計画の中でやられているというのですが、私、実は愛知県庁で行政評価をやっているしまして、びっくりするぐらい少ないのです。

○説明者　活用されている企業がですね。

○山谷座長　はい。ですから、経済産業省と都道府県との連携はどのように行われているのかというのを教えていただきたい。これが2点目です。

○説明者　任期付審査官につきましては、基本的には審査官と同じ仕事をします。特許の出願に対する審査をする訳ですけども、バックグラウンドはいろいろな方がおられますが、例えば企業で技術開発の仕事をされていて転職されてという方もおりますし、弁理士をされていた方というのもおります。それから、任期付審査官というと、どちらかというと年が上の方というようなイメージを持たれるのですけれども、20代の方もおられますし、60代の方まで、さまざまおります。

基本的には審査官に最初マン・ツー・マンで付いて、それぞれ審査の仕方、先行技術の見

方を教えるということで、最初の立ち上げ、一、二年はそこがなかなか苦勞するところでもありますけれども、ある程度知見がたまった後には非常に処理スピードも上がって、今は同じ審査室で全く同じ働きをしている方々ということでございます。今は約500人おります。

○山谷座長 任期は何年ぐらいなのですか。

○説明者 任期は5年で1回延長できて、10年ということになっておりまして、これは特許庁の恒常審査官もそうですけれども、実は7年間審査官をいたしますと弁理士資格が取れる訳であります。弁理士になられた方もいますけれども、任期を延長してやっておられる方もおられます。

もう1つの中小企業の出願ということでもありますけれども、支援策というのはいろいろ整ってきていまして、例えば各県に知財総合支援窓口というのを設けておりまして、I N P I T（工業所有権情報・研修館）という独立行政法人があるのですけれども、そこが各県に窓口を作っています。例えば中小企業庁の持っているよろず支援拠点で、いろいろな相談がある中で知財を活用したいという相談があれば、つないでいただいて、出願の場合の補助ですとか、海外出願をした場合に例えばその訴訟費用を補助したりといった施策を御紹介することを行っております。いろいろな支援策が実はかなり充実しているものですから、知財総合支援窓口につながればおそらく活用いただけるのですけれども、その門をたたいていただくための支援がまだまだ十分ではないなという感じがしています。

あとは、知財を活用するという点に関して、ともすれば大企業の下請になっている中小企業の方で、特許のほうは取引先の大企業に任せようというような方も今まで多かったのだと思うのです。ただ、これからはそういう時代でもなくなってきていますから、自分の知財がどういう評価を受けているのかというのを客観的にちゃんと知った上で、それをどう活用するのか、どんどん特許にしていくという戦略もありますし、一部はノウハウにして活用するとか、いろいろなやり方があるので、支援策の浸透というのをもう少し頑張っていかなければいけないと思っています。実は各県でも知財計画を作ることになっていて、それぞれ計画を持っておられるのですけれども、それぞれの県の首長さんも含めた熱意によって取組には相当差があるのではないかと考えています。熱心に活用されているところは、例えば工業技術センターとかそういったところでいろいろな勉強会を開催して、きめ細かくやっているところもおられます。そのあたりを私たちはこれから巡回特許庁といった取組をはじめとして各県を回ったり、掘り起こしをしっかりとしていかなければいけないと思っています。

○山谷座長 分かりました。ありがとうございます。どうでしょう。

○石田委員　ありがとうございます。早口で3点お願いしたいと思います。

1点目は、ただいまの説明のもとになっています資料2の関係で質問なのですが、F A、または審査期間、あるいは権利までの期間、これが商標の一部を除いて100%計画達成ということで、大変敬意を表したいと思うのです。

ただ、この品質的な面についてほとんど報告いただいていたのですが、審査の品質管理において取り組むべき事項（平成28年度）というような基本的なガイドラインがあると思うのですが、このポイント及びそれについての実績、それが第1点です。

2点、3点は後で申し上げます。

○説明者　失礼しました。審査の質に関しましては、この資料の中にございますように、品質については外部委員会の評価も受けながら、品質管理をしっかりとやっていくという取組を平成26年から始めておりまして、今、その仕組みが稼働しております。

審査の品質管理において取り組むべき事項というのは、実はそれぞれ外部有識者から御議論いただいた結果も踏まえてまとめておるのですが、ポイントとしては、例えば特許を例で申し上げると、何点かあります。1つは、例えば先行技術調査が大変重要な業務でありますので、これの能力の向上が必要で、そのために何をやるかということなのですが、調査ノウハウの蓄積、共有というものを審査官の間でも審査室の間でも行っていくということがあるかと思えます。

やはりそれぞれの審査官によってばらつきというものがないように、そのあたりを品質管理の仕組みとして、審査室という1つのまとまりの中で、上司である審査長がきちんと品質管理をやるのですが、さらに品質管理室という別の部署があって、そこでもう一回、案件をサンプル抽出して、しっかりと時間をかけてチェックする仕組みを作っておりまして、そういった体制を実は外部の有識者に評価を頂いているという仕組みになっています。

ほかにも、例えば、審査基準が変わっていく訳ですが、そういうのを審査官同士で協議をするといった取組ですとか、ユーザー評価の調査というのもしております。これは今年度の実施目標にも入っていますが、そういったユーザーの声も反映させるといった取組、これは特許も意匠も商標もほぼ共通なのですが、そういった取組をしっかりとやっていくということが求められておりまして、それを踏まえてやっております。

○石田委員　その件については、これはちょっと意見的なのですが、審査の質という場合に、ただいまのようにprior art、先行技術云々、これは当然のことだと思うのですが、具体的に、私、ちょっと専門的で申し訳ないのですが、例えば104条の3で無効

の抗弁が飛んでくるような件数を減らす、あるいはそれについて結果がどうなっているかというようなことを審査の実態で考慮すべきかどうかというような指摘が、この取り組むべき事項の中ではそこまでは言っていないと思うのですけれども、特許庁としてはその辺についてはどういうスタンスなのか。

○説明者 何をもって品質と言うのかということころは非常に難しいです。広く強く役に立つ特許権という形で品質ポリシーというのを作っておるのですけれども、ちょっと抽象的にはなりますが、出願人にとって非常に強い権利を作って、それがひっくり返らないようにというのは当然あります。ただ、個別に見ていきますと、それがひっくり返ったりとかそういったことが出てまいりますけれども、その一件一件を何か指標で評価することはしておりません。特許庁もそこは非常に難しい問題として捉えておって、ただ、品質を高める体制をしっかりと作っていくというのは大事だという思いで今やっております。

○石田委員 分かりました。意見としては、企業から見れば、せっかく特許庁から絶対的独占的排他権を頂いたのに、無効の抗弁で特許があるまま行使できない、こういうことについて、非常に特許制度に対して悔しい訳です。よって、その辺をデータで捉えて、こういうふうに改善しているとか、実態はこうだとか、そのようなことについてぜひ。これは意見です。

○説明者 分かりました。審査部門、それから審判部門も含めて、権利があってそれをもう一回二次的に見てもらうという仕組みもある中ではありますから、しっかりとそこは行ってまいります。

○石田委員 では、早口で2点目です。先ほどの報告で、中小企業の最後のところで、保護と利用、活用のところについて、非常にすばらしい計画があるのですけれども、利用、活用面においては、中小企業では特に保護、利活用のところで支援を庁から頂ければ、実効性が大変上がると思うのです。保護しても権利行使をすることについては中小企業は大変なのですよね。であるがゆえに、ここの中小企業支援というところは私は必要不可欠かつ大変期待しているのですけれども、実際にはどういう。

○説明者 まず権利を取得し、それを利用、活用して、さらに行使するというようになっておる訳ですが、まず取得をしようと思うかどうかということころも大変大事な点なのでございますけれども、それはやはりどのように利用、活用できるかをしっかりと理解していただいて、その有用性を理解していただくことが大事なので、実は利活用というところで、こういう活用の仕方がありますよということころを、個別相談とか、いろいろなアドバイザーを派

遣したりということやっていて、そこに非常に力を入れているのは御指摘のとおりです。

そういった結果、例えば取得をするときに、外国出願費用なり審査請求料なりが軽減されたりとか、そういった取得の支援もやっているとということでございます。例えば中国で外国出願するときに、保険なども併せて支援策をするという形で、総合的にやっております。

○石田委員 3点あるのですけれども、長くなりましたので、これで一旦。ありがとうございます。

○説明者 御不明な点がありましたら、いつでも御説明いたしますので。

○山谷座長 どうぞ。

○平石委員 1つなのですが、審査期間の縮小についてはここ何年も達成ということで、非常に努力されたと思うのですが、これからは、石田先生からのお話にもありましたけれども、利活用、利用促進をどうしていくかということだと思っておりますが、何か策として考えられていることはありますでしょうか。

○説明者 まず、早くなったのは早くなったのですけれども、今直面していますのは、審査の中身が非常に難しくなっていますので、例えばI o Tでいろいろなものがつながると、情報通信技術の審査官と自動車の審査官と一緒に審査をしたりとか、そういったことが必要になってきます。それは質の問題にもなってきますけれども、そういう技術動向を捉えてしっかりと権利を付与する、その上で早くやるということがすごく大事なことで、そこを一番怠らないようにしていくということなのだと思います。

利活用のところは、今重点を置いているのは中小企業です。もちろん大企業もある訳ですが、大企業はちゃんとした特許戦略を持って、それでいろいろなオープン・クローズ戦略を持ってやっておられますから、やはり中小企業に裾野を広げていくというところに重点を置いておりまして、さっきの地域知財活性化行動計画というのもそういうことであります。ただし、我々、個別の中小企業にはなかなか目が届かないものですから、そこを例えば地元の支援機関とか金融機関とか自治体とか、そういった方と一緒に掘り起こしをして広めていくという、地道な活動ではあるのですけれども、そういったことをしていくということではないかなと思います。

○平石委員 そういう策が功を奏していることを測定するような何か指標ってございますでしょうか。

○説明者 地域知財活性化行動計画というのを去年作りまして、これはK P I を策定しております、27年度、例えば相談件数というのは全国で8万件あったのですけれども、これ

を31年度に9万5,000件にするといった目標ですとか、専門人材による支援というのも1万2,500件あったのを1万5,000件にするといった、各県ごとにこれだけの目標でやりましょうといったことにも取り組んでおります。

○平石委員 目標を達成するために、こういう手を打とうよというの。

○説明者 特許特会の中での予算面の支援事業というのがありまして、相談ですとか、アドバイザー、専門家の派遣とか、TLOを支援するとか、いろいろな事業があるのですけれども、そういう事業をしっかりとやっていて、そこにも目標を作って、一個一個掘り起こしていくということと、あとはやはり支援機関としっかりと連携するということです。

また、各地方ブロックに知財室というのを設けておりまして、私どもの職員もおる訳ですが、この職員が地元の企業に入りながらしっかりと支援していくということも行ってあります。組み合わせていかないと、待ちではなかなかいけないかなと思っています。

○平石委員 ありがとうございます。

○山谷座長 藤田委員、どうぞ。

○藤田委員 ありがとうございます。それでは2点伺いたします。

まず第1点目は、資料4の8ページ目の各国の審査官数と1人当たりの処理件数に関してです。日本は人数が少ないのに大変多くの件数を処理して、大変御努力されているなど思われるのですけれども、こちらは平成27年の数字ですので、任期付の職員を任用されていることによる経年変化というか、1人当たりの処理件数というのは減少傾向にあるのですか。それとも、申請の件数が増えているので横ばいなのでしょうか。経年的に見るとどうなのでしょう。

○説明者 ちょっと今手元に正確なデータはないのですが、もともと例えば審査期間が長かった、待ち期間が長かった時代も、1人当たりの処理件数はやはりこれぐらいの効率は達成していたと思います。基本的に処理件数は、これ以上の効率化はそう簡単にはできないので、今、処理件数が増えているという状況にはないと思います。

○藤田委員 むしろ、任期付の方などを利用することによって、職員一人一人の方の御負担というのはどうなのかなと思ひまして。

○説明者 それは明らかに減りました。やはり1人が処理しなければいけない審査待ちの出願が、非常に多くなっていたものを任期付職員を採用しながら処理をしたということがあるものですから、そういった意味では、1人当たりが処理しなければいけないものは全体としては減ったと思います。その結果、審査待ち期間が非常に短くなったということだと思ひ

ます。特許審査請求されても、審査に取り掛かれないという状況がずっと続いておった訳ですけれども、それが今は9カ月ぐらいで一次審査通知が出るという状況になってきておりますので。

○藤田委員 分かりました。あともう一点よろしいですか。先ほどの石田先生の御意見と少し似ているかと思われるのですけれども、拒絶査定不服審判請求を受けて審決がひっくり返るといいますか、そういった数、あるいは割合というのはどのくらいあるものなのでしょうか。

といいますのも、この割合が低いということは、ある意味で審査の質の指標にもなり得るのかなと感じましたもので、関連してお伺いいたします。

○説明者 今、正確な数字がなくて申し訳ないのですけれども、審査官の判断が、出願人が補正することなく、審判でそのままひっくり返る案件が多いということはありません。しかしながら、やはり技術的な、結局、どこの範囲までの技術を権利として認めるかということですから、微妙な判断が求められるケースもあり、審査の結果をそのまま受け入れれば良いというものでは必ずしもないだろうとは思っています。

ただ、おっしゃるとおり、特許権を実際に使う権利として考えた場合には、審査結果が絶対にひっくり返らないような狭い権利だと、実はそれはちょっとした改変を権利範囲に包含しないことにもなりますから、それは使えない権利かもしれないのです。逆に、ぎりぎりまで広く権利化しようとする、既存の技術を含んでしまうため特許が認められない、と判断されることがありますが、そこはやはり広い権利を取るという意味で、審判でもう一回議論し直すというプロセスは必要ではないかなと思っています。ただ、おっしゃるとおり、余りそれがひっくり返ることがないように審査の質を高めていく努力は当然やっているということです。

○藤田委員 ありがとうございます。

○石田委員 1つだけよろしいですか。

○山谷座長 どうぞ。

○石田委員 済みません、3点ということで、省略しようと思ったのですが、簡単で結構ですけれども、いわゆる特許、実用新案、意匠、商標の出願件数という報告は余りなかったと思うのです。ただ、それは結構なのです。特に特許の部分で、特許出願するか、ノウハウをキープするかということで、INPITさんの絡みだと思うのですけれども、特許庁の基本方針として、特許が必要な件数もそれほど増えていないし、必要な件数は計画的にはこの

くらいにしたいというようなことの絡みで、ノウハウキープについての基本的なスタンスは特許庁さんとしてはどういう理解をしていけばよいのでしょうか。

あるいは、施策として、やはり企業に向けてもその辺の基本的なスタンスというのは明確にしたほうがよいのかなと思って、意見ですけれども、したがって、どういうお考えかだけ、簡単に結構です。

○説明者 大変難しい御指摘ではあるのですがけれども、ノウハウとして持つておくのか、権利にするのか、もちろんそれは企業の戦略によるところもございます。御案内のとおり、権利にして、市場を広げて、どんどん大きくしていくという戦略を選ばれば、当然、パテントにして、ライセンスをしていくということになりますし、本当に技術の中でもコアな部分とか周辺部分とかそういったところをどうするかという、すぐれて企業の戦略によるところだと思っていて、そこは私たちが特段どういうスタンスをとるといったことはないので、もちろん出願があれば、それは権利にするということなのですが、特許庁も、企業さんとはいろいろなコンタクトを日々して、どういう戦略で考えているのかということや、どういう技術分野がこれから重要になってくるのかということは、当然、今後の技術動向とか出願動向の分析をしております。個別の企業とはそういうやりとりをしながら、お互いにいい結果が出るようにしっかりとコミュニケーションをしているという、ちょっとお答えになっているかどうか分かりませんが。

○石田委員 いえいえ、もう百点、結構です。済みませんでした。

○山谷座長 よろしゅうございますか。

○石田委員 はい。

○山谷座長 この特許庁の評価というのは、総務省に通知とかそういうことをされるのですか。

○三浦課長 基本的には公表だけです。

○山谷座長 実施庁評価というのは、総務省はかかわり持たないということで理解してよろしいですね。

○三浦課長 基本的には持ちません。これは政策評価法ではなくて、中央省庁改革法でやっています、というのが基本です。なので、スキームとして総務省に後工程がある訳ではないのですが、総務省にはこれに限らず一般的に各省の施策について評価をする、一般的な権限があるので、その中でこれを過去取り上げたことはあるようです。

○山谷座長 ありがとうございます。ちょっと時間をオーバーしまして済みませんでした。

では、皆様に頂いた御意見を踏まえまして、知的財産政策室及び政評課の関係課室におかれましては、平成28年度に特許庁が達成すべき目標に対する実績評価の取りまとめをお願いいたします。どうもありがとうございました。

○説明者 どうもありがとうございました。

(説明者退席)

○山谷座長 それでは、議題の2に移ります。平成29年度行政事業レビューについてでございます。では、会計課の中西補佐より御説明をお願いいたします。

○説明者(中西課長補佐) 会計課の中西でございます。よろしく申し上げます。

先生方におかれましては、行政事業レビューにつきまして御協力いただきまして、大変ありがとうございました。おかげさまで、6月の公開プロセス、また7月、8月の書面点検、無事終わらせていただきまして、昨日、最終レビューの公表をさせていただいたところでございます。特に書面点検におきましては、15事業程度、各先生のほうには御講評いただきまして、大変負担だったかと思いますが、大変ありがとうございました。この場をおかりしまして改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。

本日は行政事業レビューにつきまして、その結果について御報告させていただければと思います。資料のほうを御覧いただければと思います。まず1枚目でございますけれども、こちらのほうは毎年説明させていただいているかと思っておりますので、簡単に説明させていただければと思います。行政事業レビューは自律性、透明性、また外部性、公開性を確保しながら、最終的には予算要求に反映していくというような取組でございます。

2枚目でございますけれども、スケジュールとしましては、6月に公開プロセスで評価を頂きまして、また7月、8月には書面点検で御講評いただくと。これらに関しましては、最終的には我々の概算要求のほうに反映していくというような流れになってございます。また、10月、11月ごろには秋レビューが開催されまして、こちらのほうで各府省横断的な公開検証がされるということになります。こちらの結果に関しましては、財政当局による予算査定、予算編成に反映されていくというような大きな流れがございます。

次のページに行かせていただきまして、レビューの対象でございますが、まず28年度新規事業、今年が最終年度になっている事業、昨年度の秋レビューで対象になった事業、また5年に1度レビューを行うということになっていきますので、5年目に当たる事業、この4つの事業、大体200事業程度ございますが、これに関して有識者の方に御講評いただくというような形になっております。そのうちの8事業に関しましては公開プロセスで点検いただき、

残りにつきましては書面で点検をいただくというような形になります。その他の事業、350事業程度ございますが、こちらに関しましては我々省内の点検チームで確認を行うというようなこととなります。

これらにつきましては、最終的には概算要求のほうに反映していくという形になりますが、8月31日に外部有識者を代表しまして梶川先生から当省の政務のほうに御講評いただいたというようなところでございます。

本日は、我々のレビューの反映状況について報告させていただければと思うのですが、次のページに行かせていただきまして、レビューの中で特に重要だと考えた視点がございます。

まず1つ目が、政策目的がなぜ実現できないのかをちゃんと分析して、予算以外の施策も含めて一体的に取り組みないかを検討することと、もう1点が、成果を検証し、この結果を踏まえて、不断に事業を見直すこと、こういったところが特に重要だと考えてございます。

今年から予算査定で新たな取組として検討したものがございます。新規事業につきまして、どのような実現したい未来があって、なぜ実現できないか、市場の失敗はどこにあるのかをまずは明確にすること。そうした上で、ロジックモデルを作り、全体像を把握した上で事業を検討するように指示してございます。その上で、実証とかそういったことにとどまらずに、法整備、標準化といった政策全体の組み合わせによって実現を目指すということを新たに取組んでいるところでございます。

加えまして、EBPMというものが最近取り上げられてございますが、こういったものによりしっかりと成果検証に向けた取組を検討するというところで取り組ませていただいております。

次のページに行かせていただきまして、簡単な例を紹介させていただければと思います。ロジックモデルの例でございますけれども、AIチップを活用した推進事業というものがございまして、この検討に当たりましては、まずインプット、アクティビティとはどのようなものなのか、これによってどのようなアウトプットが生まれ、かつそれによってどのような効果が得られるのか、これを初期から長期まで整理させていただいております。こういった中でしっかりと検証するということ。

あと、右側の資料でございますけれども、業界としてレッドオーシャン、既に競争が激しいところと、今後日本として強みを発揮しなければいけない分野、こういったことを整理しまして、そういった中でどういったことをルール整備しないといけないとか、こういったことを全体として把握した上で、事業の検証を行っているというところでございます。

また、下のほうに行かせていただきまして、EBPMの実施に向けた検討というところでも、来年度から経済産業省デジタルプラットフォームというものを目指しているところがございまして、具体的には、法人番号にひもづけた法人インフォメーションを活用しながら、デジタル申請を行うことができないかというのを検討しております。こういった申請等で得られた情報を連携することで、政策分析でのデータ活用が可能になっていくのではないかと期待しているところでございます。

また、右側の資料のところでも、EBPMをやっていくに当たりまして、我々だけではなくて、RIETIとも連携しながらやっていくような体制を作っていきたいと考えているところでございます。

次のページに行かせていただければと思います。今回、レビューの中でいろいろと御意見を頂きましたけれども、公開プロセス、書面点検の中で代表的な意見としましては、1つ目、予算以外の施策も含めてちゃんと実現できるかどうか検討すること。また2つ目は、実証の結果につきましてはちゃんと横展開を考えること。また3つ目に関しましては、検証結果を踏まえて不断に事業を見直すこと。4つ目は、国が実施すべき内容をちゃんと絞って、重点化をして取り組むこと。こういったところがございましたので、これらにつきまして簡単でございまして、事例を紹介させていただければと思います。

まず1つ目でも、エネルギーの地産地消事業というものがございまして。これは公開プロセスのほうで地域の関係者としてしっかりと連携をすることが大事だというような指摘を頂きました。その指摘を踏まえて、まず補助率に関してなのですが、現状の取組としまして、自治体と連携している案件に関しましては補助率を上げるというような取組は既に講じているところでございます。ある意味、インセンティブを講じてちゃんと連携を促進するというようなところでございます。

それに加えて、自治体との連携が強化されるように事前説明を行ったりですとか、地域への情報発信といったことも積極的にやっていきたいと考えてございます。また、自治体を含めた研修を行っておりますが、こういった中で先駆的な事業者を研修に招くなどして、さらなる内容の充実化を図りたいと考えているところでございます。

2つ目の例でも、こちらのほうは中小企業を対象としました省エネルギーの診断事業というものがございまして。こちらは書面点検のほうでもございますが、診断結果についてはしっかりと横展開を検討することというような指摘を頂いております。それについての対応でも、各地域で省エネ相談にきめ細かく対応できるように、省

エネ相談地域プラットフォームというものを設けてございます。ここで蓄積されたノウハウ、事例につままして横展開できるように、全国省エネルギー推進ネットワークというものを新たに構築させていただきます。このネットワークを使いながら、ポータルサイトを活用しながら、良好事例の共有を図るといふのを取り組んでいくことを考えてございます。パンフレットですとかそういったことだけではなくて、ネットワークを構築しながらやっていきたいと考えているところでございます。

3つ目でございますけれども、ロボットの導入実証事業に関しまして、しっかりと横展開されているかどうか、きちんと評価が行われていないのではないかと。こういった評価をした上でやるべきだというような御指摘を頂いております。こちらは一部改善というような指摘ではあったのですが、こういった指摘も踏まえまして改めて検証しまして、こちらは今年で前倒しして廃止をしまして、来年に関しましては検証の期間に充てるということにさせていただきますとさせていただきます。

4つ目でございますけれども、しっかりと重点化するべきということでございます。理系女性活躍促進支援事業というものは、女性の持っているスキルを見える化して、産業界で共有できないかという事業でございますが、こちらは大学が行っているような取組と類似しているのではないかとというような指摘を頂きました。この指摘を踏まえまして、前倒しをして自立化を図れないかというのを検証いたしました。本年度、自立化できるようなめどが立ちましたので、こちらに関しましては前倒しをしまして、今年で廃止をするというようなことで対応させていただければと考えてございます。

次のページでございますけれども、最終的に477事業につままして点検を実施いたしました。下のほうに書いておりますけれども、廃止が25、縮減が77ございまして、合計で102事業、全体で323億円を廃止・縮減するというような結果となっております。

このような形で概算要求に反映させていただいてございます。委員の方々には大変な負担をおかけして対応していただいておりますが、こういった形で我々のほうも概算要求で反映させていただいております。

私からは以上でございます。ありがとうございました。

○山谷座長　ありがとうございます。それでは、御質問、御意見ございますでしょうか。どうぞ。

○石田委員　どうもありがとうございます。全体的な観点なのですが、いわば最後のページになるかもしれませんが、特に縮減ではなくて廃止の件数が意外と多いかなという

印象なのですけれども、廃止事業の中で、事業の期間が非常に長かったとか、あるいは短いけれども、内容的に廃止だったとか、期間との関係ではアバウトどんな感じなのでしょう。

○説明者　今、ちょっと手元に資料がございませんですけれども、廃止というものは、予定どおり終了というものではなくて、前倒しをして終了というものでございますので、その両方、どちらもあるのかなと思います。その割合については、すみません、今はわかりません。

○石田委員　印象で、事業期間が20年、25年、30年とかそういうのが記憶にあるのですけれども、そういうものは私は基本的には廃止という形をとって出直すというようなことがしるべきだなと思っていたので質問でした。確認ですから結構です。

○説明者　今回、委員の方々からも、長期的なものに関してはしっかりと検証することというような御指摘も頂いておまして、そういった観点も踏まえて今回レビューをさせていただいております。今後も引き続きそのような長期的なものは特に検証等しながら、需要が変更していないかも含めてしっかりと検証していくことが重要だと認識しております。

○石田委員　意見としては、事業期間が30年とかそれは事業ではないのですよね。済みません、意見です。

○山谷座長　今ので関連なのですが、経産省自体が忘れていた事業というのがあるのではないですかね。あれっ、そんなのあったっけとか。

○説明者　事業に関しては全て査定をさせていただいておりますし、忘れていたということではなく、我々としてもしっかりと対応はさせていただいているというように考えてございます。

○山谷座長　済みません、変な質問でした。どうぞ。

○平石委員　資料の4枚目ですか、経済産業省の予算査定の視点というところで、いろいろ書いてあるのですけれども、①の中に、実現したい未来と、なぜ実現できないのか、なぜ失敗したのかというところの裏に、当然、国としての観点でというのが入っていると思うのですが、それは明確に見えるように出されなかった理由は何かありますでしょうか。

○説明者　国が実施すべきものに絞ってという意味では、我々も国が実施すべき内容にはちゃんと絞って重点化すべきだと。これは有識者の方からもそのような御指摘をたくさんいただいております、我々のほうでもそういったことはしっかりと検証しながら対応させていただければと考えてございます。

○福田政策企画委員　ここに書いてある意味なのですけれども、国が政策をやらないとい

けない理由は何かというところを明確にした上で、政策、来年度何をすればいいかというのを議論させていただいたと、そういう視点でございます。

○平石委員 分かりました。ありがとうございます。

○山谷座長 藤田委員、いかがですか。

○藤田委員 感想なのですが、25の事業を廃止されたということで、大胆に御判断されたのだなということを感じました。あと、7ページ目の改善事例などを拝見しますと、横展開の重視と、これまで以上に事業の検証をしっかりとされていこうという、そういった傾向が見られるのかなと感じましたが、全体としていかがでしょうか。

○説明者 御指摘のとおり、実証をやっただけで、終わらせてしまうと、波及効果も少ないというところもございますので、我々としましても横展開というのはしっかりと検討していかないといけないと考えてございます。パンフレットを配るとかそういったことだけではなくて、どのようにすればしっかりと波及効果、ほかに展開できるのかというのは、今後も引き続き検討させていただきたいと思っております。

○山谷座長 ありがとうございます。では、よろしゅうございますか。

では、行政事業レビューについては御説明ありがとうございました。

では、以上をもちまして第28回経済産業省政策評価懇談会を終了いたします。本日は活発な御議論ありがとうございました。

—了—